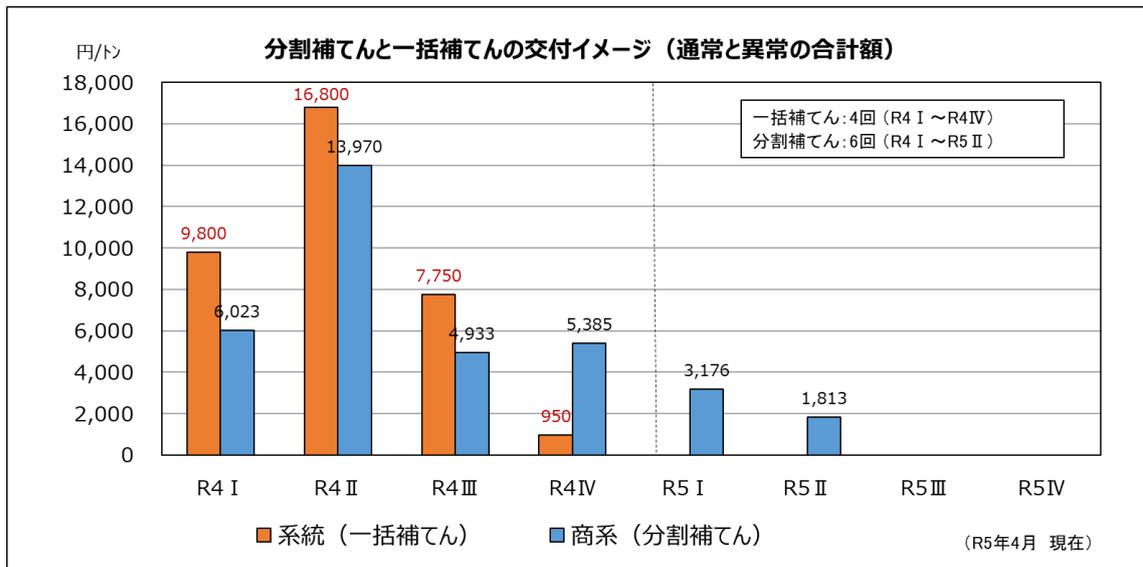


補てん金の「分割支払い」について

飼料原料価格の高騰に対応した補てんにつきましては、借り入れによる補てん支払を行わざるを得ない状況となっています。しかしながら、多額の借入金と返済の長期化は好ましいことではありません。

このため、全日基は、令和4年度の通常補てん金を分割して交付することとし、これにより借入金を極力圧縮して生産者の皆様の負担を軽減していくこととしております。

(図1)



(注) R5 第1四半期以降の分割補てん額は全日基による試算値 (令和5年4月現在)

① 分割補てんでも最終的には一括補てんと同額が支払われます。

一括補てんは4回補てんされますが、分割補てんでは令和4～5年にかけて6回の補てんとなる見込みです。分割補てんでは、交付回数が2回増えますが、分割と一括の補てん総額は最終的に同額となります。(図1)

② 分割補てんでは、令和5年度についても補てん金が交付されます。

分割補てん単価は、第1～3四半期は一括補てんを下回りましたが、第4四半期は一括補てんを大きく上回って補てんされます。

また、令和5年度の第1四半期以降は、一括補てんについては発動なしと見込まれていますが、分割補てんについては、さらに2四半期分延伸して補てん金が交付される見込みです。

商系基金の加入者に対して、R5第1四半期においても3,100円/トン程度、同じく第2四半期についても1,800円/トン程度の補てん金が交付される見込みです。(図1)

③ 分割補てんにより借入必要額が圧縮されます。

一括でも分割でも借り入れによる補てんは避けられませんが、分割払いにより借入必要額を一括の場合に比べ圧縮することができます。令和4年度の補てん額による借入金については、借入金必要額を一括補てんに比べ約3割削減することができる見込みです。

そのことにより、一括支払いに比べ返済期間を短縮することができ、さらに償還に伴う積立金の実質的な目減りの回避、80%ルールの早期解消につながっていきます。

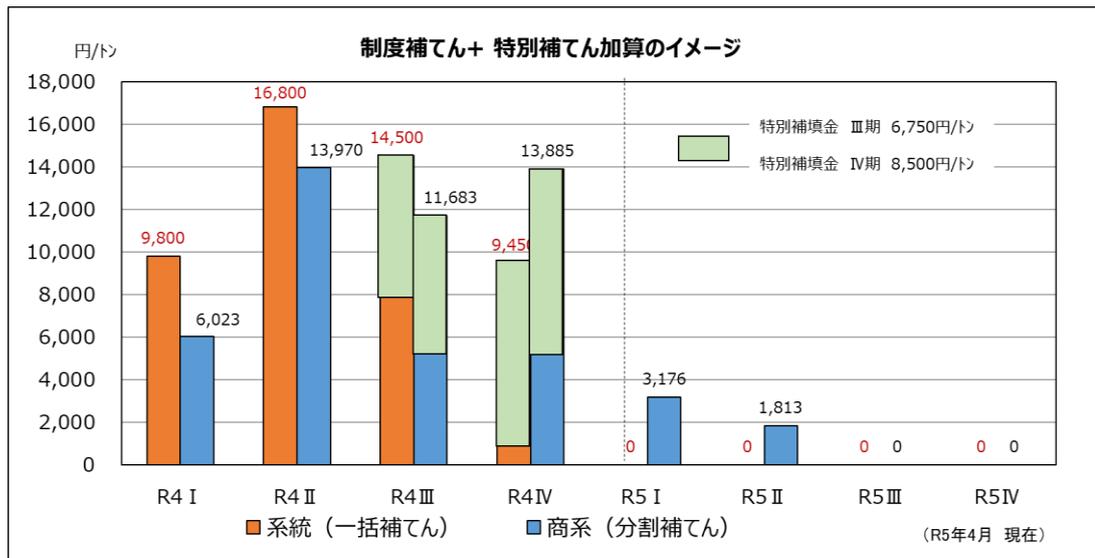
④ 令和4年度第3四半期及び第4四半期には国の特別補填金が加算されます。

補てん制度による補てん金(図1)とは別に、国の「配合飼料価格高騰緊急対策事業」により、第3四半期にあつては6,750円/トン、第4四半期にあつては8,500円/トンの特別補填金が交付されます。

両者を加算すると令和4年度第4四半期にあつては、系統基金で9,450円/トン、商系基金にあつては13,885円/トンの補てん金が交付される見込みです。

図2に特別補填金を加算した補てん交付のイメージを示しました。

(図2)



⑤ 令和5年度の国による新たな補てん対策について

国は、配合飼料価格が高止まりする中、畜産経営者への影響を緩和するため、新たな特例を設けて生産者補填金を交付するとしています。

対策の仕組みについては、その詳細がまだ明らかになっていませんので、これによる補てん金の見通し等は未確定です。

なお、令和4年度に実施した特別補填金(6,750円、8,500円事業)とは異なり、国の補助金に併せて民間側(すなわち生産者等)にも相応の負担が求められることになりそうです。

(一社) 全日本配合飼料価格畜産安定基金 (全日基)